

## (4) 歴史的遺産と共生するまちづくり ～世界遺産のあるまちをめざして～

推計事業費（3ヵ年合計）：31百万円

### ◆計画の推進に向けた考え方

#### 1. 鎌倉の魅力や価値の共有

鎌倉の歴史的遺産は、文化財保護法や古都保存法などの各種法律を活用することにより守られてきました。今後は、これまでの取組に加え、市民・事業者・行政が一丸となって、歴史的遺産と人の暮らしが共生するまちづくりに向けた取組を進めることが求められます。そのためには、まず、市内の小・中学校をはじめとする教育機関等との連携による学ぶ機会の充実のほか、幅広い世代へ多様な学習機会を提供することなどを通じて、市民が鎌倉の魅力や価値を共有することで、これらの遺産を確実に守り、後世に伝えることにつなげていきます。

#### 2. 「住み続けたい、住んでみたい、訪れたい」まちづくりに向けて

##### (1) 歴史的遺産の保全

史跡の指定や保存管理、公有地化を進めるとともに、文化財の発掘調査や保存修理を進めることで、本市の貴重な歴史的遺産の保全に努めます。また、鎌倉のまちづくりの歴史や風致景観に配慮しつつ、多くの歴史的遺産をいかに災害から守るかという課題についても検討を進めます。

##### (2) 景観向上の促進

古都保存法や景観法などの法制度だけでなく、条例その他さまざまな手法を活用して適正な規制誘導を行うことで、景観向上に努めます。

##### (3) 「人」優先の交通環境の実現

パーク&ライドなど、交通需要マネジメント施策を展開するとともに、公共交通機関への利用促進を図り、流入交通量の増加を抑え、快適な交通環境を確保します。併せて、関係機関等と連携を図りながら道路整備を進め、歩行空間の改善に向けた検討を進めます。

##### (4) 防災対策の推進

防潮堤、防潮扉などの海岸保全施設の整備に向けた取組や、津波避難路の整備など、市民・観光客等の安全対策を進めます。

##### (5) 観光と市民生活の両立

観光と市民生活の二面性を両立させ、歴史や文化を継承し、観光を通じたまちづくり、人づくりによって市民や観光客が豊かな生活・観光を享受できるように努めます。

##### (6) 環境美化の促進

散乱ごみ対策や路上喫煙対策など、まち美化の取組を進めます。

### 3. 世界遺産登録の推進

鎌倉の貴重な歴史的遺産を守り伝えていくための具体的な取組の一つに世界遺産登録があります。世界遺産のあるまちをめざすための基盤を整えるとともに、世界遺産登録に結びつくコンセプトの再検討を進めます。

#### ◆この計画の推進に向けた考え方に対応する事業（実施事業）

事業名	所管課	事業内容
<重点事業> 世界遺産条約登録事業	歴史まちづくり推進担当	鎌倉の貴重な歴史的遺産を守り伝えていくため、世界遺産のあるまちをめざすための基盤を整えるとともに、世界遺産登録に結びつくコンセプトの再検討を進めます。
<重点事業> 歴史的遺産と共生するまちづくり推進事業	歴史まちづくり推進担当	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に規定されている歴史的風致維持向上計画を策定します。

#### ◆重点事業

事業CD	0-4-1-1	事業名	世界遺産条約登録事業		
所管課	歴史まちづくり推進担当				
関連課	文化財課				
事業目標	鎌倉の歴史的遺産を世界遺産一覧表へ登載することをめざし、市民及び関係機関との協働による準備作業を進めます。				
事業内容	鎌倉の貴重な歴史的遺産を守り伝えていくため、世界遺産のあるまちをめざすための基盤を整えるとともに、世界遺産登録に結びつくコンセプトの再検討を進めます。				
事業工程	平成26年度	平成27年度	平成28年度	推計事業費	
	再推薦準備業務 啓発事業	再推薦準備業務 啓発事業	再推薦準備業務 啓発事業	30.8百万円	

事業CD	0-4-1-2	事業名	歴史的遺産と共生するまちづくり推進事業		
所管課	歴史まちづくり推進担当				
関連課	経営企画課、都市景観課				
事業目標	(仮称)鎌倉市歴史的風致維持向上計画を策定するとともに、策定された計画に基づく事業を実施することにより、歴史的遺産と共生するまちづくりを推進します。				
事業内容	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に規定されている歴史的風致維持向上計画を策定します。				
事業工程	平成26年度	平成27年度	平成28年度	推計事業費	
	計画策定準備	計画の申請	計画の推進	0.4百万円	